

令和4年4月より 竹富町こども医療費助成制度の 現物給付（窓口無料）の給付対象年齢が 中学卒業まで拡大します！

（※令和4年3月までは未就学児（小学校入学前）のみ現物給付対象。）

令和4年4月1日以降の受診分において、健康保険証と一緒にピンク色のこども医療費助成受給資格者証を医療機関の窓口で提示することで、保険診療分の医療費について、原則窓口負担なしで受診できます。

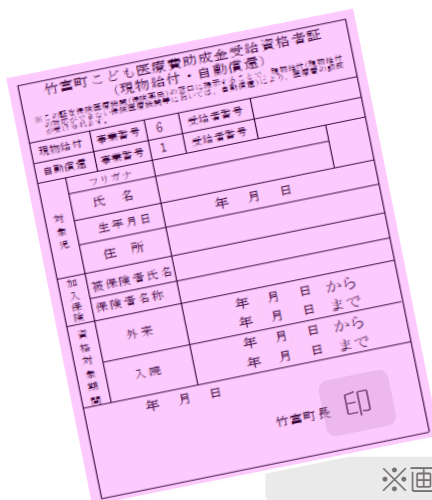
令和4年3月まで

対象年齢	外来	入院	給付方法
未就学児 (小学校入学前)	○	○	現物給付 (ピンク) ※窓口無料
就学児 (小・中学生)	○	○	自動償還 (オレンジ) ※窓口支払有

令和4年4月から

対象年齢	外来	入院	給付方法
未就学児 (小学校入学前)	○	○	現物給付 (ピンク) ※窓口無料
就学児 (小・中学生)	○	○	現物給付 (ピンク) ※窓口無料

- ◎受給資格者証について、小・中学生はオレンジ色からピンク色へ、未就学児は資格対象期間が延長されます。
- ◎現物給付に対応していない医療機関を受診した場合は、自動償還または福祉支援課窓口での申請が必要です。
- ◎新しい受給資格者証は令和4年3月末に発送します。（登録者は手続き不要）
- ◎令和4年4月以降、古い受給資格者証は使用せず、福祉支援課窓口にご返却ください。
- ◎登録のない方、保険証や口座等の登録内容に変更がある方は福祉支援課窓口または最寄りの出張所にてお手続きください。



受給資格者証は
全員**ピンク色**にな
ります！



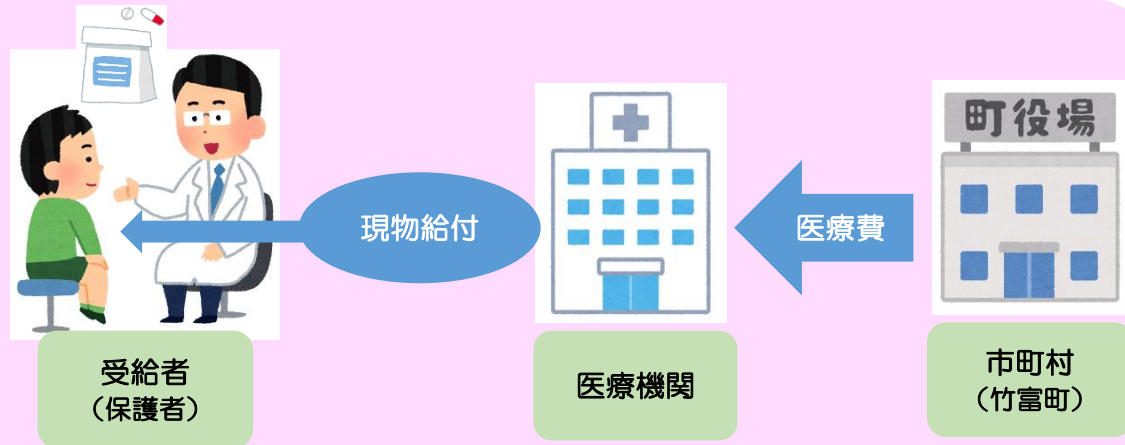
※画像はイメージです。

竹富町こども医療費助成

(変更点) こども医療費助成の**現物給付(窓口無料)**の給付対象が「**中学校卒業**」まで拡大されます。

現物給付とは?

現物給付とは、現金の給付ではなく、直接サービスや物を給付すること



◎医療機関窓口で健康保険証とあわせてこども医療費助成受給資格者証を提示することにより、原則として医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができます。(保険診療分に限る。)

◎ご加入の健康保険等から高額療養費や附加給付金が支給された場合は、支給された分に関して、竹富町へ返還して頂きます。

ご注意!

以下の内容は**助成の対象外**となります。

健康診断や予防接種など

保険適用外の費用(健診、予防接種、診断書料、薬の容器代、おむつ代など)は助成の対象外です。



高額療養費、附加給付金、入院時の食事療養費など

高額療養費や附加給付金、入院時にかかる食事療養費は、助成の対象外です。



学校や保育所等でのけが

学校や保育所等でけがをした場合は、原則として各学校等で加入している保険が優先となります。こども医療費助成受給資格者証を使用せず、各学校等の給付制度をご利用ください。



その他

以下の場合**手続きが必要**です。

町外へ転出したとき

転出後に竹富町こども医療費助成受給資格者証を利用した場合は返還金の対象となります。転出先で新たに受給資格者証の発行手続きをお願いします。



医療費が高額になりそうなとき

入院や手術などで医療費が高額になりそうなときは、「限度額適用認定証」を医療機関に提示する必要があります。「限度額適用認定証」の発行は、保険証の発行機関へお問い合わせください。



領収書の提出が必要なとき

現物給付を利用できない場合は、領収書(原本)をもって福祉支援課窓口(出張所、郵送可)にて申請してください。

(例)

- ◆現物給付に対応していない医療機関を受診した
- ◆受給資格者証を提示し忘れた
- ◆県外の医療機関を受診した